



発行 東京都

目次

東京都多摩建築指導事務所長

名取伸明

告示

- 建築基準法による道路位置の指定の取消し……
- :(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……
- 建築基準法による一団地の区域……
- :(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第三課)……
- 生活保護法による介護機関の指定……
- :(福祉保健局生活福祉部計画課)……
- 開発行為に関する工事完了……(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課)……二
- 登録販売者試験の実施……
- :(福祉保健局健康安全部薬務課)……三
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……
- :(産業労働局商工部地域産業振興課)……四
- 東京都指定排水設備工事事業者の指定……(下水道局)……五
- 東京都指定排水設備工事事業者の変更届出……(同)……七

告示

- 東京都告示第六百六十六号
建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。
- 開発行為に関する工事完了……(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課)……二
- 登録販売者試験の実施……
- :(福祉保健局健康安全部薬務課)……三
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……
- :(産業労働局商工部地域産業振興課)……四
- 東京都指定排水設備工事事業者の指定……(下水道局)……五
- 東京都指定排水設備工事事業者の変更届出……(同)……七

る。

令和四年四月二十二日

東京都多摩建築指導事務所長

名取伸明

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

福生市大字熊川字南九十五番四、同 令和四年三月三

●東京都告示第六百六十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり取り消した。

令和四年四月二十二日

東京都多摩建築指導事務所長

名取伸明

告示

- 建築基準法による道路位置の指定の取消し……
- :(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……

取消しに係る 取消年月日 取消しに係る 道路の延長及
道路の種類 道路の位置 び幅員(単位)
第一項第五号 月二十二日 一丁目二千三百
の規定による 延長
道路 百二十八番十
及び同番十二 幅員 メートル
の各一部 四〇〇

二 認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所建築指導第三課(青梅市河辺町六丁目四番一号)

●東京都告示第六百六十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号。以下「法」という。)第五十四条の二第一項(中国残留邦人等の円滑な帰国)の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、介護機関を指定したので、法第五十五条の三第一号及び生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条(中国残留邦人等支援法第十一条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、次のとおり告示する。

番十一から同番十三まで、同番十五十一日

から同番十七まで、同番十九、同番二十、同番二十三、同番二十五、同番三十四、同番三十五、同番三十七

から同番三十九まで、同番四十五から同番四十七まで、同番四十九から同番五十七まで、百十番一、百二十

六番一、百三十九番二から同番六ままで、同番十九から同番二十五まで、昭

同番二十七から同番三十三まで、昭島市拝島町三丁目千五百六十七番二及び同番三

令和四年四月二十二日

東京都知事 小池百合子

介護保険事業者番号	事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの名称	指定年月日
1343351590	セコム医療システム株式会社	東京都渋谷区神宮前1-5-1	セコム薬局武蔵境	東京都武蔵野市境南町2-27-7	居宅療養管理指導	令和4年3月1日
1343351590	セコム医療システム株式会社	東京都渋谷区神宮前1-5-1	セコム薬局武蔵境	東京都武蔵野市境南町2-27-7	介護予防居宅療養管理指導	令和3年12月1日
1342157360	株式会社メディカルジャパン	東京都足立区扇3-13-10	いちょう薬局	東京都足立区扇3-13-10	居宅療養管理指導	令和4年3月1日
1342157360	株式会社メディカルジャパン	東京都足立区扇3-13-10	いちょう薬局	東京都足立区扇3-13-10	介護予防居宅療養管理指導	令和4年3月1日
1344252011	株式会社ペルファーマ	東京都調布市染地3-1-1-10A	杉森薬局	東京都調布市染地3-3-1-10A	居宅療養管理指導	令和4年1月1日
1344252011	株式会社ペルファーマ	東京都調布市染地3-1-1-10A	杉森薬局	東京都調布市染地3-3-1-10A	介護予防居宅療養管理指導	令和4年3月1日
1341258383	有限会社ファルマ・イージス	東京都世田谷区豪徳寺1-45-2	薬局さくらファーマシー	東京都世田谷区豪徳寺1-45-2	居宅療養管理指導	令和4年1月1日
1341258383	有限会社ファルマ・イージス	東京都世田谷区豪徳寺1-45-2	薬局さくらファーマシー	東京都世田谷区豪徳寺1-45-2	介護予防居宅療養管理指導	令和4年3月1日
1311729011	医療法人社団炎健会	東京都北区中里2-20-15 パルシティ駒込202	医療法人社団炎健会 中田医院	東京都北区中里2-20-15 パルシティ駒込202	居宅療養管理指導	令和4年1月1日
1311729011	医療法人社団炎健会	東京都北区中里2-20-15 パルシティ駒込202	医療法人社団炎健会 中田医院	東京都北区中里2-20-15 パルシティ駒込202	介護予防居宅療養管理指導	令和4年3月1日
1341654946	株式会社ヴィーズ	埼玉県北葛飾郡松伏町築比地795-1	春日通薬局	東京都豊島区東池袋2-45-3 山形屋ビル1階	居宅療養管理指導	令和4年2月1日
1341654946	株式会社ヴィーズ	埼玉県北葛飾郡松伏町築比地795-1	春日通薬局	東京都豊島区東池袋2-45-3 山形屋ビル1階	介護予防居宅療養管理指導	令和4年2月1日
1334841094	黒川 敦之	東京都東久留米市滝山5-1-21	黒川歯科医院	東京都東久留米市滝山5-1-21	居宅療養管理指導	令和4年1月1日

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和四年四月二十二日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名立川市一番町三丁目三十二番
二、同番六及び同番七
十六番三号株式会社東栄住宅
代表取締役 佐藤 千尋青梅市大門一丁目六百九十九
番一
昭島市上川原町一丁目七百十
九番二から同番四まで
西東京市北原町三丁目二番
二十二号株式会社アーネストワン
代表取締役 松林 重行立川市砂川町二丁目五十九
番地の三株式会社ムサシ田中企画
代表取締役 田中 太新宿区高田馬場三丁目四十
六番二十五号株式会社コスモホーム
代表取締役 澤田 厚青梅市野上町三丁目二十三
番地二福生市大字福生字加美千二百
四十一番四、同番五及び千二百
四十二番三アイディイホーム株式会社
代表取締役 久林 欣也

立川市幸町四丁目三十六番九、立川市幸町一丁目二十一番

また、試験案内及び受験願書用紙等の郵送希望者には、令和四年五月十七日(火曜日)から同月二十四日(火曜日)(当日消印有効)までに、切手を貼った角形二号サイズの封筒を送付した場合に限り、郵送配布する。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和四年四月二十二日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

令和四年四月二十二日

一 店舗名	東京都知事 小池 百合子
二 店舗所在地	ドン・キホーテ青戸三丁目店
三 設置者名	葛飾区青戸三丁目一番一号
四 設置者住所	みずほ信託銀行株式会社
五 変更を行つた小売業者の氏名又は名称	千代田区丸の内一丁目三番三号
六 変更前の小売業者の住所	江戸川区北葛西四丁目十四番一号
七 変更後の小売業者の住所	目黒区青葉台二丁目十九番十号
八 変更前的小売業者の代表者名	安田 隆夫
九 変更後的小売業者	吉田 直樹
十 変更前の小売業者の代表者名	成沢 潤治
十一 変更後的小売業者	吉田 直樹

業者の氏名又は名

変更を行つた小売業者の氏名又は名

六 変更前の小売業者	成沢 潤治	九 変更前の小売業者	内藤 雅浩(株式会社京王ストアほか二名)
七 変更後の小売業者の住所	吉田 直樹	八 変更後の小売業者	ア)ほか
八 変更前的小売業者の代表者名	吉田 直樹	九 変更前の小売業者の代表者名	内藤 雅浩(株式会社京王ストアほか二名)
九 変更後的小売業者	吉田 直樹	十 変更後の小売業者	山岸 真也(株式会社京王ストアほか二名)
十 変更前の小売業者の代表者名	成沢 潤治	十一 変更後的小売業者	山岸 真也(株式会社京王ストアほか二名)

の代表者名

令和元年九月二十五日ほか

十 変更日

令和四年三月二十八日

十一 届出日

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十二 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十三 縦覧期間

令和四年四月二十二日から同年八月二十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十四 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

十五 縦覧期間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

十六 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

十七 縦覧期間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

十八 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

十九 縦覧期間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

二十 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

二十一 縦覧期間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

二十二 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

二十三 縦覧期間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

二十四 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

二十五 縦覧期間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

二十六 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

二十七 縦覧期間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

二十八 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

二十九 縦覧期間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

三十 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

三十一 縦覧期間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

三十二 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

三十三 縦覧期間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

三十四 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

三十五 縦覧期間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

三十六 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

指定番号	商号又は 名称	代表者	事業所所在地
五七八九	多田ホー ム株式会 社	多田 次子	大田区南雪谷四丁目 五番三号
五七八〇	I s l e 設備工業	島崎 大	西東京市中町二丁目 二番三号
五七八一	株式会社 システィム 設備	相澤 孔明	目黒区五本木一丁目 三十三番二十一号
五七八二	株式会社 C M I T E	伊藤 礼	練馬区大泉町三丁目 三十一番二十九号
五七八三	鈴木工業 株式会社	鈴木 航	北区東田端二丁目十 二番十四号 第二東 田端ビル七〇三
五七八四	株式会社 坂田設備	坂田 真志	足立区平野一丁目十 番二十号 二〇二
五七八五	株式会社 野崎設備	野崎 正明	豊島区千早一丁目二 十八番八号
五七八六	篠塚工業 所	篠塚 幸樹	目黒区中根二丁目四 番十二号
五七八七	有限会社 サン衛生 設備	松丸 和久	江戸川区下篠崎町十 五番六号

指定番号	商号又は 名称	代表者	事業所所在地
五七八九	株式会社 高橋設備 企画	高橋 一章	足立区江北一丁目十 番三号 四〇三号
五七八九	株式会社 東京設備	阿部 邦洋	板橋区富士見町三十 番十一号
五七八九	株式会社 高橋 一章	足立区江北一丁目十 番三号 四〇三号	
二 指定年月日	令和四年三月九日		

発行

電話

○三(五三三二)一一一(代)都

郵便番号

163-8001

定価

本号

一箇月

三〇円

(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社

電話

○三(三八一二)五二〇一(代)

郵便番号

113-0001

FSC

ミックス

紙

FSC# C006270

リサイクル適性Ⓐ

このマークは、この商品が
リサイクルして作成された。